

議案第4号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の45</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の55</u>）</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の100</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の120</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の47.5</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の57.5</u>）</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第5号

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

区立幼稚園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月15日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別表中「6,300円」を「6,000円」に、「3,150円」を「3,000円」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表			別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1 回につき	5 時間以上の 場合	6,000 円	1 回につき	5 時間以上の 場合	6,300 円
	5 時間未満の 場合	3,000 円		5 時間未満の 場合	3,150 円

付 則

この訓令は、平成30年4月1日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。

議案第6号

墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

平成29年度 墨田区教育委員会表彰対象候補者一覧

墨田区教育委員会指導室

学 校 名	学年・職名	氏名・団体名	ふりがな	受 彰 資 格	
				優 勝 準 優 勝	第3回全国女子相撲選抜ひめじ大会 個人5年生・4.5kg未満級 第20回全日本小学生女子相撲大会 個人5年生・4.5kg未満級
1 墨田区立外手小学校	5年	小宮山 結月	こみやま ゆづき	優勝 準優勝	第3回全国女子相撲選抜ひめじ大会 個人5年生・4.5kg未満級 第20回全日本小学生女子相撲大会 個人5年生・4.5kg未満級
2 墨田区立外手小学校	6年	石井 さくら	いしい さくら	優勝(4連覇) 優勝(4連覇) 優勝	第20回全日本小学生女子相撲大会 個人6年生・6.0kg以上級 第8回全日本女子相撲郡上大会 個人6年生・6.0kg以上級 第8回全日本女子相撲郡上大会 団体
3 墨田区立二葉小学校	1年	荻原 宗義	おぎはら むねよし	文部科学大臣賞	第21回図書館を使った調べる学習コンクール
4 墨田区立二葉小学校	6年	西松 寛和	にしまつ ひろかず	第1位 1分47秒67	第40回JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会 (男子 4×50mフリーリレー 11~12歳)
5 墨田区立中和小学校	6年	石井 健大	いしい たけひろ	第1位 1分47秒67	第40回JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会 (男子 4×50mフリーリレー 11~12歳)
6 墨田区立業平小学校	1年	片野田 基	かたのだ もと	国連生物多様性の 10年日本委員会賞	第21回図書館を使った調べる学習コンクール
7 墨田区立中川小学校	6年	西村 香織	にしむら かおり	優秀賞	平成29年度3R促進ポスターコンクール 小学生高学年の部
8 墨田区立野川中学校	3年	菊地 友央	きくち ともお	最優秀賞	平成29年度3R促進ポスターコンクール 中学生の部
9 墨田区立桜堤中学校	2・3年	吹奏楽部 友貴奈 潮地 友貴奈 藤沼 希南 古田 美羽 藤倉 音羽 清野 花 菱嶋 希海 橋本 愛未 轟波 希実 豊田 幸花 増田 明莉 江本 若奈 佐藤 怜美 半田 実穂	すいそうがくぶ しおち ゆきな ふじぬま のぞみ ふるた みう ふじくら おとは きよの はな むぎしま のぞみ はしもと あいみ なんば のぞみ とよだ さちか ますだ あかり えもと わかな さとう れいみ はんた みほ	銅賞	第6回日本学校合奏コンクール2017全国大会 ソロ&アンサンブルコンテスト アンサンブル部門

議案第7号

墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

平成29年度 墨田区体育奨励賞授与生徒一覧

墨田区教育委員会

学校名	性別	氏 名	よ み が な
墨 田 中 学 校	男	松 本 幸 大	まつもと こうだい
	女	横 尾 由 季 奈	よ こ お ゆ き な
本 所 中 学 校	男	陶 直 史	す え な お ふ み
	女	重 田 遥 南	し げ た と う な
両 国 中 学 校	男	鷲 田 勝 喜	わ し だ か つ よ し
	女	遠 藤 瑠 那	え ん ど う る な
豎 川 中 学 校	男	石 井 利 臣	い し い り お ん
	女	神 戸 美 皓	か ん べ み ひ る
錦 糸 中 学 校	男	鮎 川 和 哉	あ ゆ か わ か ず や
	女	光 武 唯 奈	み つ た け ゆ い な
吾 孀 第 二 中 学 校	男	上 原 光 一	う え は ら こ う い ち
	女	小 川 紗 季	お が わ さ き
寺 島 中 学 校	男	帯 瀬 陸	お び せ り く
	女	渡 邊 莉 子	わ た な べ り こ
文 花 中 学 校	男	渡 邊 康 生	わ た な べ こ う せ い
	女	田 村 美 波	た む ら み な み
桜 堤 中 学 校	男	中 根 陸 弥	な か ね り く や
	女	坂 寄 栞 理	さ か よ り し お り
吾 孀 立 花 中 学 校	男	尾 口 拓 海	お ぐ ち た く み
	女	渡 邊 里 奈	わ た な べ り な

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

3 条例案の概要

- (1) 別紙 1 のとおり
- (2) 別紙 2 のとおり
- (3) 別紙 3 のとおり

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

特別区人事委員会の勧告のとおり、扶養手当の見直しを行う。

勧告の内容

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。また、配偶者を欠く1子の手当については廃止する。

2 改正内容

扶養手当の額を次のとおり改める。

区分	現 行	改 正	
	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度(案)	平成 3 1 年度(案) (本則)
配偶者	13,700 円	10,000 円	6,000 円
子	6,000 円	7,500 円	9,000 円
特定期間	10,000 円	11,500 円	13,000 円
欠配 1 子 (1)	13,700 円	(2) 10,000 円	(2) 9,000 円 (子の区分を適用)
特定期間	13,700 円 (特定期間の加算なし)	11,500 円 (子の特定期間と同額)	13,000 円 (子の区分を適用)
父母等	6,000 円	6,000 円	6,000 円

1 欠配 1 子とは、配偶者がいない場合の扶養親族である子のうち 1 人をいう。

なお、欠配 1 子の区分は平成 3 0 年度をもって廃止し、以後、欠配 1 子は、子の区分を適用する。

2 激変緩和措置として、平成 3 0 年 3 月 3 1 日に「欠配 1 子のみ」又は「欠配 1 子及び父母等」に係る扶養手当の支給を受けていた職員が、平成 3 0 年 4 月 1 日以降、引き続き「特定期間のない欠配 1 子のみ」又は「特定期間のない欠配 1 子及び父母等」を扶養する期間に限り、当該欠配 1 子に係る手当額について、平成 3 0 年度にあつては 11,500 円とし、平成 3 1 年度から平成 3 5 年度までの間にあつては、子の区分に適用される手当額に 4,000 円を加算した額とする。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。



29 墨総法条第35号
平成30年1月29日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第1回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

平成29年特別区人事委員会勧告等に基づき、配偶者及び子に係る扶養手当の月額を改定するとともに、職員に配偶者がいない場合の子のうち一人に係る扶養手当の支給区分を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第14号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の全て」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

第10条第4項中「（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第2号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第11条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」に、「達する」を「達した」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第11条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項並びに第11条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第10条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは

「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円 」

と、改正後の条例第11条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ
る場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族
が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件
を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条

第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

- (1) 平成30年度 1万1,500円
 - (2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を墨田区教育委員会に届け出なければならない。
 - 5 前項の規定による届出は、改正後の条例第11条第1項の規定による届出とみなす。
 - 6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（提案理由）

平成29年特別区人事委員会勧告等に基づき、配偶者及び子に係る扶養手当の月額を改定するとともに、職員に配偶者がいない場合の子のうち一人に係る扶養手当の支給区分を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。

29 墨教庶第1442号
平成30年1月29日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年1月29日付け29墨総法条第35号により、下記のとおり意見を求められましたことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）
概要

1 改正理由

2020東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、平成30年度以降に職員の派遣を予定していることから、職員の派遣先団体を加える。

2 改正内容

(1) 職員を派遣することができる団体に「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を加える。

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣先等に関する法律第6条第2項に基づき派遣する職員の期間中の給与等について、100分の100以内の支給をする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

職員の派遣に係る手続きその他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

参考

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（抜粋）」
(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。



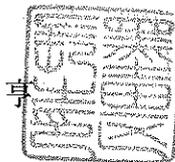
29 墨総法条第39号

平成30年1月29日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第1回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

平成30年度以降に職員の派遣を予定していることから、職員の派遣先に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加える必要がある。

3 施行期日

平成30年4月1日

※ 職員の派遣に係る手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第3条の次に次の1条を加える。

(派遣職員の給与)

第3条の2 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

第4条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与に関する条例等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。

29 墨教庶第1442号
平成30年1月29日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年1月29日付け29墨総法条第39号により、下記のとおり意見を求められましたことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

行政系人事制度の改正により職務の級が 8 層制から 6 層制となること、職務の級ごとの区分を設ける合理的理由が希薄であること、及び他区の状況等の諸般の情勢に鑑み、外国旅行に係る鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料について、職務の級における区分を廃止する。

国内旅行に係る日当等については、平成 16 年度に職務の級における区分を廃止している。

2 改正内容

(1) 鉄道賃及び船賃

職務の級において、6 級以上（管理職）及び 5 級以下（それ以外の職員）で分けている支給区分を廃止し、現行の 5 級以下の区分に支給区分を一本化する。

区分	鉄道賃		船賃			
	3 以上の階級	2 階級	2 以上の階級	最上級の階級が細分化されている場合		
				2 階級に区分	3 階級	4 階級以上
6 級以上	最上級	上級	最上級	下級	中級	最上級の直近下位の級
5 級以下	最上級の直近下位の級 (=上から 2 番目)				下級	6 級以上の運賃の級の直近下位の級

(2) 日当、宿泊料及び食卓料

職務の級により 3 段階に分けている支給区分を、最も低廉な支給額である 5 級以下の区分に支給額を一本化する。

区分	日当				宿泊料				食卓料
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
8 級以上	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500	7,700
7・6 級	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
5 級以下	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800

3 施行期日等

平成 30 年 4 月 1 日

施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

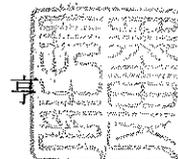


29墨総法条第40号
平成30年1月29日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第1回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1. 提出しようとする条例案名

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

2. 提案理由

平成29年特別区人事委員会勧告に基づく行政系人事制度の改正及び諸般の情勢に鑑み、外国旅行の旅費について、職務の級における区分を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。

3. 施行期日

平成30年4月1日

4. 提出条例案

別紙のとおり



議案第10号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条第4項中「第1項から前項まで」を「前3項」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第4条第3項中「取消」を「取消し」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第4項ただし書中「いとまの」を「時間的余裕が」に改める。

第5条第2項中「いとま」を「時間的余裕」に改める。

第6条第5項から第8項までの規定中「当り」を「当たり」に改める。

第9条第1項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第20条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条第1項中「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第29条第1項第1号イ中「、並びに」を「並びに」に、「食卓料」を「、食卓料」に改める。

第32条第1号中「次に規定する」を「最上級の直近下位の級の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第3号中「その」を「、その」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第33条第1号イ及びロを次のように改める。

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
第44条中「みたない」を「満たない」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

外国旅行の旅費

日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

- 1 指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成29年特別区人事委員会勧告に基づく行政系人事制度の改正及び諸般の情勢に鑑み、外国旅行の旅費について、職務の級における区分を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。

29 墨教庶第1442号
平成30年1月29日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年1月29日付け29墨総法条第40号により、下記のとおり意見を求められましたことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

教育課題の進捗状況について（平成 30 年 2 月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校校舎等の改築・改修事業	<p>【計画】</p> <p>吾二中 付属棟・校庭整備工事</p> <p>吾立中 校舎新築工事</p> <p>非構造部材（天井崩落防止・ガラス飛散防止等）の耐震化工事</p> <p>【実績】</p> <p>吾二中 付属棟：鉄骨建て方工事</p> <p>校庭整備：ゴムチップ舗装</p> <p>吾立中 基礎配筋、掘削工事、屋内体育館改修</p> <p>非構造部材 ガラス飛散設計</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	庶務課
新学習指導要領への対応	<p>【計画】</p> <p>1 年次研修で「特別の教科 道徳」に関する研修を実施</p> <p>がん教育の実施</p> <p>教育課程届出説明会の実施</p> <p>【実績】</p> <p>1/16 に 1 年次研修で「特別の教科 道徳」に関する研修を区内の副校長を講師に実施した。</p> <p>がん経験者を招いた授業</p> <p>小...12 校、中...1 校、実施済み（1 月末現在）</p> <p>2 月実施予定 小...6 校、中...1 校</p> <p>その他は、3 月実施または日程調整中</p> <p>1/12 に教育課程届出説明会を実施し、次期学習指導要領の移行期である来年度の内容について周知した。</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	指導室
学力向上新 3 か年計画の実施	<p>【計画】</p> <p>学習振り返り期間</p> <p>理科ニュースの発行</p> <p>チャレンジ教室（放課後・後期）</p> <p>【実績】</p> <p>学習振り返り期間（1/9～）</p> <p>理科ニュースの発行（1/30）</p> <p>チャレンジ教室（放課後・後期 1/10～）</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育研究所

<p>幼保小中一貫教育推進計画の改定</p>	<p>【計画】 教育委員会付議準備</p> <p>【実績】 教育委員会付議準備</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	<p>すみだ教育研究所</p>
------------------------	---	-----------------

学校医等に対する永年勤続功労感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱細目基準学務課第1号、第2号及び第3号に基づき、本区勤続30年、25年及び15年の学校医・学校歯科医に対し、感謝状を贈呈した。

1 区長決定分

永年勤続功労感謝状受賞者〔30年〕

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	すずき ひろし 鈴木 博	八広小学校、八広幼稚園
学校医（内科）	いしはら とおる 石原 哲	桜堤中学校

(敬称略)

教育長決定分

永年勤続功労感謝状受賞者〔25年〕

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	くさか くにあき 日下 邦明	墨田中学校
学校医（内科）	まつたか けんいち 松高 賢一	本所中学校
学校医（内科）	ささき ゆたか 佐々木 豊	柳島幼稚園
学校医（内科）	すずき よう 鈴木 洋	立花幼稚園
学校医（耳鼻咽喉科）	たけだ ひでこ 竹田 英子	外手小学校、二葉小学校、 両国小学校、第三寺島小学校、 本所中学校、第三寺島幼稚園

(敬称略)

永年勤続功労感謝状受賞者〔15年〕

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	かきた あきお 垣田 昭男	豎川中学校
学校医（眼科）	いわき ひさはる 岩城 久泰	第三吾嬬小学校、八広小学校、 桜堤中学校、第三寺島幼稚園、 八広幼稚園
学校歯科医	あらかわ ゆきお 荒川 幸雄	小梅小学校
学校歯科医	いずみ かずきよ 和泉 一清	業平小学校

(敬称略)

2 永年勤続功労感謝状贈呈式

平成30年2月8日（木）午後2時～

131会議室（墨田区役所13階）

平成 29 年度 墨田区立学校「体力テスト」結果について

平成 29 年 6 月に実施した「体力テスト」の結果について、お知らせします。

1 調査の目的

「平成 29 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)」の結果から、墨田区内児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の現状を明らかにし、児童・生徒の健康の保持・増進と体力づくりを推進する施策の改善と一層の充実を図る。

2 調査実施期間及び調査対象等

- (1) 調査実施期間 平成 29 年 6 月
 (2) 調査対象 墨田区立小・中学校全学年児童・生徒(夜間学級除く)
 (3) 実施した学校及び児童・生徒数

校種	学校数	実施学校数(実施率)	学年・人数				
			1年	2年	3年	4年	
小学校	25校	25校 (100%)	1年	1702人	4年	1586人	小学校総数 9796人
			2年	1708人	5年	1645人	
			3年	1637人	6年	1518人	
中学校	10校	10校 (100%)	1年	1249人	/		中学校総数 3746人
			2年	1228人			
			3年	1269人			

3 調査項目

体位 身長、体重
 体力テスト

(1) 小学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(2) 中学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ、持久走

20mシャトルラン、持久走(男子:1500m、女子:1000m)は、選択

4 調査結果(合計点のみ表示 東京都平均値との比較から)

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均	30.8	38.2	43.9	50.2	55.2	60.9	33.4	41.6	49.7
東京都平均	29.6	37.2	43.5	49.2	54.7	60.2	32.9	41.2	47.9
都平均との差異	+1.2	+1.0	+0.4	+1	+0.5	+0.7	+0.5	+0.4	+1.8
28 全国平均					53.9			42.1	

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均	30.8	38.2	44.7	51.7	57.1	61.2	44.9	50.3	51.9
東京都平均	29.5	37.4	43.9	50.2	56.3	61.4	44.1	49.1	51.0
都平均との差異	+1.3	+0.8	+0.8	+1.5	+0.8	-0.2	+0.8	+1.2	+0.9
28 全国平均					55.5			49.4	

平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書【スポーツ庁】による。(小学校第 5 学年、中学校第 2 学年で実施)

【分析】

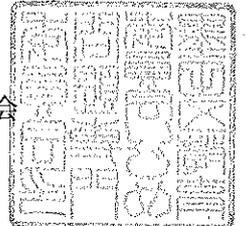
小学校 6 年女子以外、全ての学年において、体力合計点が、東京都の平均値を上回っている。
 小学校は、「上体起こし」、「長座体前屈」、「立ち幅跳び」の種目において、東京都平均より下回る学年があり、柔軟性、瞬発力等の向上が課題と捉える。中学校は「持久走」、「20mシャトルラン」において、東京都平均より下回る学年があり、持久力の向上が課題と捉える。

答 申 第 1 号

平成30年 1月22日

墨田区教育委員会 様

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会



墨田区立学校におけるいじめ防止対策等の見直しについて（答申）

平成29年6月1日付け29墨教庶第335号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 教育委員会としてのいじめ防止等のための対策について
別紙1「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム（改定案）」のとおり
別紙2「教職員用 いじめ対応マニュアル（案）」のとおり
- 2 配慮事項
本改定案を運用するに当たっては、下記の事項に配慮することを申し添える。
 - (1) いじめを生まない、健全な子供を育てる「人づくり」を基本とすること。（継続）
 - (2) 校長会、新任教諭、異動してきた教諭等に、都度プログラムの重点を伝えること。
 - (3) いじめの原因（特に横断的、継続的なもの等の実態把握）を組織的に分析するような方法を検討すること。
 - (4) 小学校から中学校へ進学する際に、いじめに関する情報連携を必ず行うこと。
 - (5) LGBT、LD、外国籍等の多様化するいじめへの分析・対処を視野に入れること。
 - (6) 「あたたかな好意で行ったこと」に関する「いじめ」では、安易に「加害者」と呼んだり、「いじめの加害者」としての指導をしたりせず、根気強く丁寧に理解させていく指導が必要なケースがあることも周知すること。（組織的対応が望まれる。）
 - (7) 法のいじめの定義に囚われ過ぎ、日常的な人間関係に指導に干渉し過ぎることで、深刻ないじめへの対応が遅れることがないように注意を払うこと。
 - (8) いじめに関する相談窓口や関係機関、専門委員等の存在、役割等の周知を図ること。
 - (9) いじめ対応マニュアルを活用して、教職員のいじめ等に対する意識向上に努めること。

29墨教庶第335号

平成29年 6月1日

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 様

墨田教育委員会



墨田区立学校におけるいじめ防止対策等の見直しについて（諮問）

「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえ、下記の事項について貴専門委員会の見直し等に関する意見を伺います。

記

- 1 教育委員会としてのいじめ防止のための対策等について

墨田区教育委員会いじめ防止プログラム【改定】の概要

◆ 目的・対象等

【目的】本区におけるいじめ防止対策等の更なる推進を図る。

【対象】主に区教育委員会、区立小・中学校

【実施期間】平成30年4月から平成33年3月まで

◆ 策定までの経緯

○平成27年3月「いじめ防止プログラム」策定

○平成29年6月～平成30年1月いじめ問題専門委員会にて審議

○平成30年2月 いじめ問題対策協議会審議

◆ 「いじめ防止プログラム」の重点項目（旧「いじめ防止プログラム」からの改善事項）

「ポイント」は、従前どおり4点とし、ポイントIを次のとおり変更した。（ポイントII・III・IVは変更なし。）

- ポイントI 「教員の指導力の向上と組織的対応」⇒「教員の意識の向上と組織的対応」※（教職員が「いじめ」を一人で抱え込むことなく、学校全体で「組織的な対応」を徹底していくことを重点とした。）
- ポイントII 「子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す」
- ポイントIII 「いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり」
- ポイントIV 「保護者・地域・関係機関との緊密な連携」+

【取組の強化】

- 1 「未然防止」 学校いじめ対策委員会の役割の明確化と定期的な会議の開催、インターネット等によるいじめの法的責任の教育を追加
- 2 「早期発見」 教職員のいじめの定義に対する共通理解の促進、一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築を追加
- 3 「早期対応」 いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営連絡協議会等の開催・支援の依頼、対応記録のフアイリング・インターネットを通じて行われるいじめへの対応を追加
- 4 「重大事態」 教職員による重大事態の定義の確実な理解・保護者への「対応方針の説明」を追加

【新たな取組】

- 5 教職員向け「いじめ対応マニュアル」を作成

墨田区教育委員会いじめ防止プログラム(改定)

■ いじめ防止等の対策を推進する4つのポイント

- ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応の徹底
- ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
- ポイント3 いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり
- ポイント4 保護者・地域・関係機関との緊密な連携

- 未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- 早期発見
～いじめを直ちに発見できる学校づくり～
- 早期対応
～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
- 重大事態への対応
～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

■ 別冊（新規作成）

- 教職員のいじめ防止対策の研修教材等として「いじめ対応マニュアル」を作成
- いじめの定義「いじめ」とは？
- いじめの認識のズレ
- 「けんか」なのか？「いじめ」なのか？
- 「好意で行った言動等」によるいじめでの注意点
- 未然防止・早期発見
- 「いじめ」を深刻化させないために
- 「重大事態」の適切な対応に向けて
- いじめの「解消」について
- 墨田区版「OK・NG集」（声掛け等の例など）